

Title	シャーマン反トラスト法とその意義： 制定百年の回顧と「スタンダード・オイル」、「アメリカン・タバコ」両判決への序章
Sub Title	The Sherman antitrust act and its significance : the centurial retrospect and the prelude to the "Standard Oil" and the "American Tobacco" decisions
Author	山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1994
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.4 (1994. 8) ,p.57(403)- 83(429)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19940800-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シャーマン反トラスト法とその意義

——制定百年の回顧と「スタンダード・オイル」、「アメリカン・タバコ」両判決への序章——

山口房司

(一)はじめに

先行した諸州法はさておき、最初の連邦反トラスト法
II シャーマン反トラスト法案は、一八九〇年七月二日ハ
リソン大統領の署名を得て法律となった。この連邦法は
「経済憲法」もしくは「一種の経済的マグナカルタ」と
謳われ、大企業の寡奪に対し公衆、公共の保護者たらん
とするをその全的目標としたと称えられて、広汎で崇高
な原理を表明した公正な手段と評価される一方で、相当^①
に厳しい批判の対象でもある。曰く、「反トラストと料
金規制は二つながら、正確に理解したならば、常にむし
ろ金銭上の価格計算を中心に機能してきた」に過ぎない。
或いは曰く、「シャーマン法の制定史及び以後の反トラ
スト諸法の歴史は、多様でしばしば相矛盾する法目的を

反映している^②——ここではシャーマン上院議員はじめ
制定者の真摯な意図さえも疑われていて、擁護の論稿を
世に問うたステイグラーやポークの解釈とも異なった見
解が示されている^③。こと程さように反トラスト法殊に
シャーマン法は毀誉褒貶を許しているのである。

またシャーマン反トラスト法の法的実効力の乏しさと、
それが同法の文言の曖昧さに起因することも永らく論じ
られてきた。或いは同連邦法が制定された時点では、確
かに幾つかのトラストは存在したものの、「トラスト運
動は依然として幼稚段階」であり、企業合同体の「解体
は合衆国ビジネスに深刻な衝撃を与えることなく」なさ
れえたであろうと言われた。換言すれば「この期は「企
業の強烈な抵抗に出会うことなく」連邦政府にとつては
甚だ干渉するのに好機であったように思える」とさえ述

べられた⁽⁴⁾。もし環境がそのようであるとすれば、この反トラスト法は長期間実効力を持たなかったと咎められ続けられたのは何故であろうか。また大企業の存在とその影響が小規模であったとする右の主張は、かつて筆者が拙稿において引用した五〇大企業一覧表、その他著名な諸研究者の最近の主張との乖離はどう埋められるのか?⁽⁵⁾ これらは反トラスト法関係主要判決が下された直後の一九一一年の諸論文からの、つまりいわば同時代人がホットな環境に自ら取り囲まれた中で書かれた論文からの引用とはいえ、看過しえない行文である。

H・R・シーガーによる当時の状況把握は次のようである。スタンダード・オイル、砂糖トラスト⁽⁶⁾、ウイスキー・トラスト、タバコ・トラストが実在したのは事実であるが、前二者は原初的タイプのそれであつて、やがてオハイオ州裁(一八九二年)、ニューヨーク州裁(一八九〇年)により解体される運命にあつた。シャーマン反トラスト法が成立したと正に同年イリノイ州の企業として組織されたウイスキー・トラストの場合は、程なく財政難に陥りやがて同州裁により解体されることとなる(一八九六年)。タバコ・トラストも一八九〇年一月ニュージャージー州の認可を得て結成されたが、発足時

の発行認可資本額は僅かに二五〇〇万ドルのタバコ製造業者の合同にすぎなかった。四大トラストでさえもこのような状態であつたから、その他実在はしたものの左程に重要でない半ダースほどのトラストを含めても、当時企業合同の動きは揺籃期にあつた、と。ここではこの分析の当否に多くの頁を割くことは許されないが、彼と同時代人のA・C・ミューズは同じスタンダード・オイル、アメリカン・タバコその他を取りあげ、これらが同業者間での独占を形成した丈でなく、その製品輸送費の優遇、リベートの還元をめぐつて鉄道会社に特別の配慮を約させていたこと、諸鉄道との間にこの点につき違約が生じたこと——その独占状況と支配力は斯る厚顔な要求にとれ、それは同じ寡占事業体である鉄道との間で、即ちトラスト間の相次ぐ厳しい訴訟合戦の展開により明確であるといふ⁽⁷⁾。

シャーマン反トラスト法の文言の曖昧さ、別言すれば連邦最高裁の解釈の揺れは早くからしばしば指摘されてきた。同時に該法を用いて独占を告発すべき連邦政府(法務総裁または司法省反トラスト部)の訴訟手続きの拙なさや、消極的、或いは時に積極的な運用姿勢の是非も問われてきた。従つてこの期の独占問題を扱うに当つ

ては、該法定史、最高裁の解釈変遷など法研究は不可避事となる。殊に「ルール・オブ・リジス条理の原則」適用の際にはそうである。大きく言つて拡大する市場の存在を前提にして、諸見解の流れは次の二つに大別されるのが一般であった。即ち反トラストは企業間における競争的価格の維持を旨し、対称的に価格規制は競争状態が維持しえないと考えられる市場において優位を占める。つまりそのような市場では、価格規制はもし競争状態が在ればそこに落着くであろうような価格を予測し、ほぼその水準に価格を設定する。換言すれば、反トラストは競争の保証を目的とし、価格規制はそれを鼓舞する、と云うのである。

更に言うならば、競争と独占を善玉・悪玉に見立てることは普遍的に適用可能な「リガルフ・フォーミュラ法則定立」が可能であるということを含意する。即ち何時の時代でも亦いかなる市場においても、かかる定式フォーミュラは現実もしくは擬態的な競争を、殊にアメリカにおいては、好感することを前提的に考えている。しかし定式の強調は現実の政策決定の複雑な実体を離れて抽象事に墮す危険をはらんでいる。O・W・ホームズ判事がかつて警告したように「定式の上に安眠をむさばれば、それが長期に及ぶ時は死を意味するのである。」⁽⁸⁾

シャーマン反トラスト法とその意義

彼に代表される法定実証主義者たちによれば、法とは不変な価値体系内のハイアラーキーを反映するものではなく、「競合する社会的、経済的利益」から発した「諸力の決意」を反映したものである。社会内の優勢な勢力による政策選択が、倒壊に至るかも知れない拮抗的利益の間のバランスを決定する。環境の変化につれ、それに対応すべく変化が法律となつて出現するのであり、この選択自身は究極的には立法院に属する。このようなホームズの見解は（一八八一年）⁽⁹⁾、後述するような最近の解釈をすでに先取りしたものと受取つてよい。このように法律（本稿の場合、反トラスト法）は、その違反行為を反社会的であるとするアメリカ国内の「世論に支持された確信的」な法政策であつた。⁽¹⁰⁾ シャーマン法の文言の曖昧性と確信性は正に多元的利益集団から構成された合衆国ならではの表象と考えるべきである。

シャーマン法の文言の曖昧さは更にその適用力の持続性と表裏をなしている。シャーマン法を端緒に合衆国の対独占政策の流れを幾つかの期に切る時、⁽¹¹⁾ おおよそ次のような一般的諒解がある。今日の反トラスト及びトラスト規制は一九世紀末以来ポピュリストと革新主義者が「トラストの問題」に懸命に対処しようとした諸努力に

まで遡上しうること。また因みに「所謂トラストの問題」とはJ・D・ロックフェラーの弁護団が石油市場の支配を狙つて案出した一種の合同を指称したのであつて、それ以後トラストなる語は石油のみならず産業的集中の他の型態に対する法律用語となつたこと、がそれである。⁽¹²⁾

反トラスト運動の端緒をポピュリストと革新主義者の動きに求め、それが第一期を画すると考えれば、その時代の空間は次の如くに理解される。即ちポピュリズムⅡ革新主義時代は大略一八七七年、連邦最高裁が「公益に影響する」ビジネスを規制する州法を擁護した判決（マイン対イリノイ事件）から、後に連邦による運賃規制にと至る州際通商委員会法の制定（一八八七年）を介在させながら、一九一四年連邦議会在が実質的に競争を減退させる傾向のあるビジネス慣行を違法とするクレイトン法、連邦の監視機関設立を計つた連邦取引委員会法の制定までを指す。この一連の法制定と制度の設立を以て一先ずの時代区分ができると考へるからである。それは主として農村のポピュリスト、都市の革新主義者が時には不一致を示しながら、この二つの運動は公益を脅やかす企業合同に対しては結び合った期——即ち彼らが巨大な企業合同は消費者を篡奪し、アメリカの伝統である競争を破

壊する市場支配権力を見てとつた時期であつた。⁽¹³⁾

それは基本法シャーマン反トラスト法の不備を補完する期でもあつた。我々は、通常反トラスト三法と呼ばれる前述の諸法にヘッバン法（一九〇六年）を加えることができよう。シャーマン法はこのように相次ぐ補完を必要とする程に不備であつたのは事実である。然しその不備が却つて基本法としての実力と有用性を發揮し、その効果を現在にまで持続させたのである。

一例のみをあげれば十分であろう。前に述べた反トラスト諸法は、違反に対する刑罰規定を殆んど有していない。また補完法たるクレイトン法にしても、連邦取引委員会法の違反にしても犯罪ではなく、単に民事法上の是正措置がとられるに留まる。それ故、より厳しく違反を咎めるため反トラストと刑事処分の法律は、ほぼ全面的にシャーマン法一条及び二条に依拠せざるをえない。そして事実この両条が今日でも反トラスト諸法中で最も頻繁に刑罰が適用されている規定である。

シャーマン法制定当初、司法省は同法を本質的に民事法と考へていた。従つてシャーマン法違反に対して刑事手続きがとられるのは、暴力行為や脅迫などの犯罪行為が伴なうごく例外的なケース丈であつた。同法運用実務

の轉換は制定後、半世紀も経た一九三八年、後年トラス
ト・つぶし屋^{バスター}の異名をとったサーマン・アーノルドが
F・D・ローズヴェルト大統領の司法省反トラスト部長
に就任して以後のことである。彼は同法にいう「取引の
制限」、「独占」といった必ずしも一義的に内容が明確で
ない構成要件を拡大的に運用して積極的にトラストつぶ
しに乗り出したのである。

しかしそれは同時に憲法修正第五条の適法手続き条項
を淵源とする「漠然性のゆえに無効」の法理 (Void for
vagueness doctrine) に違反し、「公正な告知」 (fair
notice, fair warning) なしの訴追であるとの非難を受け
ることになる。⁽¹⁴⁾ このような曲折を経ながら、同法違反に
対しては「刑事罰」、差止め命令及び三倍償の制裁が確
立したのである。⁽¹⁵⁾ これらの事実を背に、アメリカ独占禁
止法の基本法として、また二元的連邦主義の合衆国に
あって、さらに多元的利益グループの存在を前提とする
アメリカにおいて立法、司法、行政、世論の毀誉褒貶を
浴びながら今日、依然基本法たる性格と実効を持つ同法
を中心に、世紀交代期アメリカの諸問題に関する諸説の
紹介・考察と以後の展望を提示するのが本稿の目的であ
る。

註

- (1) George E. Garvey and Gerald J. Garvey, *Economic Law and Economic Growth: Antitrust, Regulation, and the American Growth System* (1990), p. 3; Joel B. Dirlam and Alfred A. Kahn, *Fair Competition: The Law and Economics of Antitrust Policy* (1954), p. 10. 一九九二年連邦最高裁判事ヒューズは以下の判決でシャーマン法を“charter of freedom”と形容した。 *Appalachian Coals v. U. S.*, 288 U. S. 344, 359-360 (1933).
- (2) Garvey and Garvey, *op. cit.*, pp. 3, 8-9n. 15. *ケルソ*の *ケルソ*を詳細に論じた例々は Morton Keller, *Regulating a New Economy: Public Policy and Economic Change in America, 1900-1933* (1990). は「多様性」或いは「多元主義」と「持続性」という二つの概念がこの期、矛盾的に並存したことに起因しているとしている。 See *ibid.*, Chaps. I-III, esp. pp. 7-42.
- (3) Robert H. Bork, “Legislative Intent and the Policy of the Sherman Act,” 9 *Journal of Law and Economics* (1966), 7-48; George J. Stigler, “The Origins of the Sherman Act,” 14 *Journal of Legal Studies* (1985), 1-12. なお次の拙稿も参照されたい。『経済憲法』シャーマン反トラスト法制定意図とその背景」山口大学文学会志第四二号 (一九九一年一一月)。
- (4) Henry R. Seager, “The Recent Trust Decisions,” 26 *Political Science Quarterly* (1911), 581, 582.
- (5) 拙稿「世紀轉換期アメリカにおける独占の台頭につい

て」史学第六三卷第一・二号(平成五年八月)五頁。以下も参照の「」を Alfred D. Chandler, Jr., "The Beginnings of 'Big Business' in American Industry," 43 *Business History Review* (1959); do., *The Visible Hand. The Managerial Revolution in American Business* (1977); Alfred Chandler, Jr. and Herman Daems (eds.), *Managerial Hierarchies. Comparative Perspectives on the Rise of the Modern Industrial Enterprise* (1980); Naomi R. Lamoreaux, *The Great Merger Movement in American Business, 1895-1904* (1988); Tony Freyer, *Regulating Big Business: Antitrust in Great Britain and America, 1880-1990* (1992).

- (9) Seager, op. cit., 581-582. 前掲拙稿(史学第六三卷第一・二号)は特に砂糖トラストに注目した作業である。
- (7) Albert C. Muhse, "The Trust Problem and the Railways," 23 *Political Science Quarterly* (1908), 364-367; do., "The Disintegration of the Tobacco Combination," 28 *Political Science Quarterly* (1913), 249-278.
- (8) Oliver Wendell Holmes, "Ideas and Doubts," 10 *Illinois Law Review* (May 1915), 3, quoted in Garvey and Garvey, op. cit., p. 2.
- (6) Do., *The Common Law* (1881), I, p. 35, quoted in *ibid.*, p. 8 n. 8. カッコ引用者。
- (10) 佐藤宏「アメリカ反トラスト法における刑罰の適用」*ジュリスト*一〇二六(一九九三年七月号)一一八頁。カッコ引用者。
- (11) この連邦法に先立つ諸州法の対独占努力は勿論あった

し、むしろそのことが二元的連邦国家アメリカの特長でもある。この点については拙稿「世紀転換期におけるアメリカ連邦主義と独占の形成」*文化史学*第四号(昭和六三年十一月)参照。

- (12) Allan Nevins, *Study in Power. John D. Rockefeller, Industrialist and Philanthropist* (2 vols., 1953), I, chap. 21.
- (13) Garvey and Garvey, op. cit., p. 1.
- (14) 佐藤、前掲論文一〇七頁。
- (15) 田中英夫編「英米法辞典」(一九九一年)七七七頁。

(二) シヤーマン反トラスト法制定百年日の周辺

前述の法、法制度に止目する代りに、計量史的アプローチを採れば時代区分は当然、別の区切られ方に出会う。即ち「一八九五年から一九〇四年の間に、企業合併の波が製造部門を襲った。そのようなことはそれ以前に起ったことはなかったし、以後今日までも無かった」、「それ以後も合併の諸波はあったが、それらはより大きな競争者による一乃至幾つかの会社を入手するのがその典型例であったが、より最近では全く異なった産業分野における一社による獲得に係わるものであった」、「それは対称的に世紀転換期の合併にあっては、圧倒的な経

過は水^{ホライズンタル・コンソリデーション}平^ス的^タ統^ス合^スであつた。斯くて無数の企業合

同⁽¹⁾がみられた。また極めて最近の研究者は、独占の

形^{フォーマテグ・イデア}成^ス期^スを一八八〇—一九一四年に措定している。⁽²⁾

このように時代区分、独占の数について可成りの乖離が研究者の間に認められることの他に、いわばそのような「数的隔たりの存在」よりも、或いはより一層重要な「視角の相違」が見られる。大雑把に言つて「世紀轉換期」の独占につき、大企業の台頭を南北戦争により加速された産業、金融、資金調達法等の変化發展により「不可避的」、「自然的」に結果されたものと見るか、或いは大規模企業合同の激増は、何ら自然的でもなく亦不可避的でもない「全く人為的な営み」の結果の所産とみるかの視角の問題である。⁽³⁾このような前提をおけば独占——逆に権威によるその規制——、特に合衆国のような二元的連邦国家にあつてはそれ丈問題を複雑化させる環境下での研究には多面的配慮が必要であり、また比較史的アプローチが有用であろう。

独占についてのアメリカの関心の増減と、それに接する態度が變遷を経験したとしても何ら不思議ではない。世紀轉換期、アメリカ人はこの大合併運動に対し驚きと警戒心をもつて過激に反応した。統合の数の増加だけで

チャーマン反トラスト法とその意義

なく持株会社、トラスト等々、統合の手法の開発も亦関心の増幅をもたらした。C・J・バロックの一九〇一年調査によれば、独占を扱つた論文、著作の動向は次の如くである。「一八八七年—一八九〇年の間に、この問題を扱つた論文もしくは公的調査報告は少なくとも一五、重要定期刊行物には三五以上の論文が掲載された。関心が薄れるにつれ、次の六年間ではレポートその他八篇、論文は二一以下であつた」。新しい手法、合併^{マージヤ}が勢いを増すにつれ学界からの批判もふえた。「一八九七及び九八年には、少なくとも八冊の単行本もしくはレポート、約三〇の論文が世に出た。そのことは独占問題への関心の高まりを予兆させていた。最後の二年間でおよそ二八の単行本、レポートと共に、定期刊行誌への論文の洪水がみられ、一九〇〇年に受入れられたその数は多分一五〇篇に達する⁽⁴⁾」という。

研究の数の増加と共に質の多様性がみられた。世紀轉換期に限つてみても、このトラスト運動は(1)企業の競争的プロセス自体が内包する諸傾向の「不可避的結果であり、より効率的な生産方式へのドライブ」としてむしろ好意的に認められるか、或いは同種企業間の自殺的なままでの競争から企業防衛手段として是認される、とする

「楽天論」とも呼ばれる説。(2)それとは違った哲学と視点からみると、企業合同は「不可避の結果ではなかった」。大企業は効率性において秀れるが、このスケール・メリットも一線を越えるとそこに不経済が生じる。従つてそれを避けるには、この規模を不公正に悪用すること——たとえば略奪的価格プレダトリ・プライスと言つた手段によつてのみその優位性を保ちうる。⁽⁵⁾「悲観論」もしくはトラスト悪玉論である。

アメリカの価値体系の一つ、自由競争社会の前提、に深く関わりあいながら、統合の不可避性について立場の相違をみせた右のような二つの流れは、今一つ異なつた方向へと必然的に道を拓いた。スケール・メリットと効率性——それが一線を越える時、市場支配力を伴ない公益を脅やかす潜在力を有する。従つてその点については前記二派ともに適正規模以上の大企業に対する政府の監視・監督権限の増大を唱導した。効率性を是として維持しながら、適正な規模を求めたのである。換言すれば憲法修正第一条——同一〇条により保証さるべき私的・人格的権利の自由な行使と、政府がそれらを制限することの間にバランスをとること——まさに近代アメリカ的な種々の提案がなされた、しかも二元的連邦制度の枠組に

において。それらはシャーマン反トラスト法を分水嶺に、それに先立つ州際通商委員会の設置からヘッパン法の制定(連邦段階)、略奪的価格を禁止する州法の制定までに及んだ。⁽⁶⁾これらは独占問題が国体論に直結する側面を持つたことを示している。

中小の私的経営体に強圧をかける大企業に対抗するために、政府が規制政策をとるようその行動を求めたこれら諸論文にみられる各種提案は、一九三〇年代にも続出した。しかし大恐慌、ニューデールの結果として政府の行動規模が飛躍的に拡大したため、政府は大企業に対抗しうる力の源泉であると認識される一方で、同時にこのような強い政府の存在の当否自体が懸念の対象となつた。また非常事態であつた第二次世界大戦下で大企業の生産力をむしろ助成しなければならなかつた状況が、世紀轉換期のトラスト運動の原因と、政府による規制の評価という問題への学界の関心を変化させた。つまり「独占の力それ自体」を問う姿勢から、政府と大企業との関係、通商・生産量の増大と価格の安定性の問題(その一手段としての株式市場の役割を含む)、企業の独占(効率性)と公共の利益との関係、西欧諸国にも出現した独占状況と合衆国のそれとの異同——就中その背景をなす

アメリカ的伝統・価値体系と独占との関係などが、主たる関心事となり焦点は移動した。⁽⁷⁾このような流れを代表し且つ後学の士に大きな影響を今日まで与え続けている研究者の一人にA・チャンドラー二世がある。

彼の研究意図と手法は最新作「規模と広がり」(一九九〇年)よりも、それに先立つ「目に見える手」(一九七七年)によく表れている。⁽⁸⁾多様な解釈が可能であろうが、私見によれば彼の主張は三つの構成要素から成る。

(1)比較史的考察の奨めであり、(2)学際的というよりも諸分野横断もしくは総合的判断の要請、そして(3)主調部分をなす新機軸の採用と、特に鉄道と水上交通に顕著であった組織・経営革命への着目である。⁽⁹⁾

後述するM・ケラーはこれら、特に(1)に付け加えをしながらアメリカ的価値——進歩と発展の概念に存する新機軸の採用と、それに抵触するかのような旧来からの概念の持続という両面性を指摘して研究を肥沃にした。このようにシャーマン法を中心に、独占、政府による規制、公共の利益、経済効率などの諸問題が国体論、価値体系論に絡みながら、実に幅広い研究領域が我々の眼前に展開しているのである。

註

- (1) 一八九五年から一九〇四年にかけて、合併により消失した会社の七五%は五もしくはそれ以上の企業の統合により吸収された。次の合併の波(一九一五—二〇年)の間その数字は一四%に下降した。Ralph L. Nelson, *Merger Movements in American Industry, 1895-1956* (1959), p. 53. なおN・R・ラモローのコメントは次の如くである。Naomi R. Lamoreaux, *The Great Merger Movement in American Business, 1895-1904* (1988), Tables I.1, I.2 at pp. 2-4, and pp. 33-70. 彼女はこの個所において今や古典的名著ともなったHans B. Thorelli, *The Federal Antitrust Policy: Origin and Tradition* (1955), pp. 294-303. のあげた数字が水平的統合のそれに垂直的合併の数を加えたものであるか否かを尋ねて、両者を区別すべきであると主張している。See also Alfred D. Chandler, Jr., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business* (1977), pp. 320-324.
- (2) Freyer, *op. cit.*; Robert F. Himmelberg's Review Essays, in *21 Reviews in American History* (1993), 273-278; Thomas K. McCraw's Review, in *80 Journal of American History* (1993), 287-288.
- (3) 前者の立場は同時代人、即ち今世紀初頭の諸研究に殆んど共通して見られる。たとえば次の諸作を参照せよ、John Bates Clark, *The Control of Trusts: An Argument in Favor of Curbing the Power of Monopoly by a Natural Method* (1905); William M. Collier, *The Trusts: What Can We Do*

with Them? What Can They Do for Us? (1900); Jeremiah W. Jenks, *The Trust Problem* (1900); do., "The Trusts: Facts Established and Problems Solved," *15 Quarterly Journal of Economics* (1923), 73. 彼らはいずれもトラスト悪玉説に立つものであり、その規制のため連邦権限の拡大を望んだ。特にジェンクスは活動的であり、連邦議会が産業的合意を調査するために創設した産業委員会 (Industrial Commission) で活躍した。これに対し、最近の研究は必ずしもトラスト悪玉説には加担しない。たとえ Lamoreaux, *op. cit.*, p. 6.

(4) Charles J. Bullock, "Trust Literature: A Survey and a Criticism," *15 Quarterly Journal of Economics* (Feb. 1901), 167-168.

(5) Lamoreaux, *op. cit.*, p. 6 and n. 6 at p. 6.

(6) これについては前掲したものの他に、さし当り次の諸拙稿を参照されたい。「所得税事件と保守の勝利」山口大文学会志第三九号 (一九八八年)、「ギルデッド・エイジにおけるプルマン・ストライキについて」史学第五九巻第一号 (一九九〇年三月)、「合衆国憲法修正第一四条と州際通商条項」史学第五八巻第一号 (一九八八年九月)。

(7) この流れの多分、大きな例外として次の著がある。

Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism: A Reinterpretation of American History, 1900-1916* (1967).

(8) Alfred Chandler, Jr., *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism* (1990); do., *Visible Hand* (1977).

(9) *Ibid.*, pp. 182-184. See also Lamoreaux, *op. cit.*, pp.

6-7.

(10) シャーマン反トラスト法制定一〇〇年を記念して多くの論文と論文集が編まれた。中でも E・T・サリヴァン編「シャーマン法の政治経済。その最初の二〇〇年」は、所収された論文の質と、同法が最初の二〇〇年のみならず、今後何世紀も生き続けることを期待したタイトルの故に印象的である。制定一〇〇周年を目指し生産された諸研究の論叢を眼前にして、この機に研究の一先ずの流れを概括するのは意味あることと信ずる。See Edward Thomas Sullivan (ed.), *The Political Economy of the Sherman Act: The First One Hundred Years* (1991). なお次も有用である。Thomas K. McCraw (ed.), *Regulation in Perspective. Historical Essays* (1981). 合衆国憲法制定一〇〇年を記念した Morton Keller, *Parties, Congress, and Public Policy* (1985); さらに比較史の眼を強調した Alfred D. Chandler, Jr. and Herman Daems (eds.), *Managerial Hierarchies. Comparative Perspectives on the Rise of the Modern Industrial Enterprise* (1980).

(三) 「見えざる手」と「目に見える手」

チャンドラー二世の「目に見える手」は多くの政治学者に従来の解釈変更を迫り、事実上、回心させるのに成功してきた。即ち一九世紀末アメリカにおいて、大企業

の急速な出現をみたことは「^{マネジエリアル・キャピタリズム}経営管理的資本主義」の治世の幕明けという本質的には好感すべき現象だったと言うのである。経営、操業全体を集中的に管理する権限と能力を持つ経営の専門家が、事実上の統合と規模の優位を活かして略奪的な運用をなしていったが、実はそのような新生の巨大企業こそが近代アメリカ経済の革新的中核をなしたのであった。産業界全体を実質的に支配する寡占的企業が近代アメリカの特長とすれば、その現象がかつての「世界の工場」イギリスではずっと遅れて、極論すれば第二次大戦後まで出現しなかつたことを想起するのは、比較史的観点からみて極めて肝要なことである、⁽¹⁾と。

チャンドラー二世の研究テーマの一翼であるこのような比較史的考察——なぜ両国間の独占現出の時差、或いは際立った対称が生じたかという関心、別言すればアメリカ的独占の性格あぶり出し作業はすでにM・ケラー等⁽²⁾によってその説明の試みがなされてきたが、その流れは滞留することなく今日まで続いて、同様のラインと類似の結論はおおよそ次のように提示されている。即ち両国間のこのような相違は二つの源泉に求められる——一つは政治的、他は文化的・イデオロギー的なそれである。

チャーマン反トラスト法とその意義

政治、経済、社会の各面で多様性・多元的利害関係を有することをその特長とする合衆国と、相対的に同質性の高いイギリスとの差が独占、通商規制に関わる全く異なつた対応を生んできた、⁽³⁾と。

たとえばアメリカでは世紀転換期にあつても、依然農業及び原材料製造部門が広汎であり且つ多くの人口を養つていた。やがてこのような旧来型の利益や競争を呑みこむような搾取的独占の脅威を感じ始めたグループと、新参の産業主義から直接的に利益を受取る集団とを夫々バックにして、政治的闘争の基盤が準備された。これに對し、イギリスではすでに第一次産業革命によって、企業合同に反對するような如何なる主要政治勢力も存在しないと見えるまでに都市的であり、また産業的で大規模輸出国になつていた。後発の、しかしどの国よりも大規模な合同、合併を出現させたアメリカは、まさにトラストの国であつた。それに伴つて反トラスト運動も類のない激しさをみせた。世紀転換期アメリカにおける最大の政治課題は、このトラストに規制をかけることの当否であつた。まさにJ・ブライスの言うように「⁽⁴⁾トラストの国は亦、反トラストの国でもあつた」のである。

両国における今一つの相違点はイデオロギーの側面に

認められる。アメリカ人は独立以来の伝統として、特に自由と平等を脅やかすような如何なる類の力の集中にも嫌悪感を示してきた。他方イギリスにおいては、斯る感覺は相対的に稀薄であり、社会的関係はアメリカに比しより固定的で、関係諸政治階級は、もし必要とあらば企業合同は確実に抑止しうると信じていた。上流階級も一般大衆も自由通商論フリーストレイト・ドクトリンに愛着を示し、合同がもたらすであろう害悪を阻止すべき優勢的な自由通商政策に信を措き、且つそれに依拠していた。⁽⁵⁾

右の自由競争と企業合同の関係について、M・ケラーは次のような附け加えを施した。所論の要約は次の如くである。合衆国は他のいずれの西欧諸国にもまして自由放任規範レス・フェルに帰依しているのは周知の事実である。その一方でアメリカは経済統制の国——立法府の法定活動、行政部門の規制機関の存在、司法の活発な判断を通じての——としても他の追隨を許さぬ程に、その統制ぶりは積極的、広汎的、且つ微細に亘っていた。それはまさに今世紀初頭、前出J・ブライスの言が至妙に言いあてている。この矛盾的並存がアメリカの統制制度における最も顕著で最も困惑的な様相である。この逆説的状況が如何にして、何故に到来したかを理解するには、広汎

な歴史的、比較史的、学際的パースペクティブに依る以外にない。⁽⁶⁾

世紀転換期の大論争、たとえばブライアン・マッキンレー選挙戦時の米西戦争と帝国主義論争がジャーナリズムを捲きこんで国論を二分したと同じマグニチュードで、経済の分野では国内に新しい敵対関係を作出した。即ちトラスト台頭への各界の対応の相違がそれである。

それは次のような事実を背景にしていた。一八九五—一九〇四年にかけて、一五七の持株会社が既存一八〇〇以上の会社を吸収し、これらビッグ・ビジネスが製品の市場シェアの四〇%もしくはそれ以上を支配した。それらは合わせて合衆国の生産能力の七分の一以上を所有し、その投資総額は南北戦争直前の一八六〇年からシャーマン法制定直後の一八九三年の間に創出された産業的⁽⁷⁾合同の全ての価値の四倍以上、即ち四〇億ドルを上まわった。まさにニューハムプシャ選出上院議員W・E・チャンドラーが一般人心を代弁して次のように述べた。「トラストは自由な競争、個人主義を破壊し、社会を富裕なオリガーキの支配下に収めてしまった」状況が生まれていたのである。ここではトラストがアメリカの伝統的価値体系の破壊者として登場している。⁽⁸⁾

一方、同時代イギリスの自由主義的エコノミストJ・A・ホブソンは、この企業合同を新しい世代の生成母体としての一側面を有するものと解した。即ちそれを革新世代における一現象と捉えて曰く、大企業は石油、砂糖、鉄鋼、炭鉱、タバコ、運輸などの基幹産業を圧倒的に支配するに至った。同時に特筆すべき新製品や新技術の流入と採用が相次いだ。これらは決して無関係な発展ではない。彼の見るところでは企業の合同、資本と労働の提携がもたらす「規模の経済」は産業的エネルギー、新しい需要に応えるための実験的産業を出現させた⁽⁹⁾。

アメリカでは確かに困惑的とも言える新しい経済的リアリティが登場し、世論、政治、立法がこの新事態に対応しようとする。その一環として連邦議会は一八九八年合衆国産業委員会を創設したが、その一九〇一年レポートは次のような結論を下している。この大合併運動は自然であるとともに、社会にとって有益でもある。たとえばビッグ・ビジネスにより労働者に支払われた賃銀は未だ下降傾向を示しておらず、むしろ増加しつつある、⁽¹⁰⁾と。それが同委員会の指導的エコノミストJ・W・ジェンクスの分析であった。

この視点からみれば、アメリカの反トラスト政策は規

模の大きさの恩恵を享受しそれを保ち、時にはトラストの育成さえ望みながら、一方で新技術や新製品がアメリカの伝統的価値観たる「自由な競争」に及ぼす窒息的効果を阻止しようと計ったと観じうる。独占と自由競争の並存——このような不鮮明な二元論は存在しうるか、存在したとすればそれはどう説明されるべきか。

当時も、そして以後も唱えられた解釈の一つは魂を売った「ファウスト的取引き」説である。それによれば、この取引きにおいて社会的民主主義もしくは福祉国家の撤退は、大企業の生産マシン、大量生産がもたらす物的生活の豊かさにマルクス主義的肉づけを施せば、多分G・コルコに至るであろう。曰く、今世紀始めの経済政策は革新的でもリベラルでもなく、むしろ公共政策を通じて、不安定な有為転変から自らを守ることを希求した大企業の利益に奉仕したという意味において保守的であり、この期はまさに「保守主義の勝利」として捉えられねばならない⁽¹¹⁾。即ち大企業の利益に奉仕するために活発に介入・干渉する政治体制——彼のいう“corporative thesis”はマルクス主義的見解を分け持つ学徒の間に拡がっていったが、やがてより穏健で、より込みいったネオ・マルクス主義解釈が提示された。曰く、今世紀初頭の大企

業は国家間の関係はコーポラチズムではなく、コーポリット・リベラリズムとして見らるべきである、と。⁽¹²⁾

今世紀初頭のアメリカ的生活を組織論的に見ようとする今日でも影響力を維持しているこの解釈に従えば、個人及び公的双方の領域において経営管理主義、行政、官僚制の依存関係が新しい粧いの下で高まつてきたこと——私的企業が、市場と国家への依存度を最低限に控えながら自らの事業を運営し律していく。公共政策の役割は、より積極的で産官協調関係に入るといふよりは、むしろ企業の自主的活動、自己統御がし易くなるよう仕向けることである、と。⁽¹³⁾

より真実に近いと考えられる解釈はM・ケラーと共に次の如くである。二元的連邦主義、自由主義、民主主義を与件とするアメリカにおいて、より豊かな物質的繁栄に合衆国の各社会がそれにあずかろうと相争いコミットメントをなしたこと、このようなコミットメントに各レヴェルの政体が応える必要があり又どのように応えたかということ、そしてこの物質的豊かさはトラストが約束するということ。一方で反トラスト運動は企業の「自由」とどう関わりあい、せめぎあうかということ——それらの理解には法(最高裁判決を含む)、社会、文化の

諸側面に目を配る必要を我々に強いているということ。

世紀転換期以降の中心的実体とは、少数の強力な組織による経済力の苛烈な集中と、それへの対応であった。次のような数字がある、一九〇四年から一九三九年までの間、毎年「巨大一八万四二三〇の施設が、製造業製品の総価値の少なくとも九九%を握っている。そしてこれらのうちトップ十分の一、換言すれば一万八四二三施設が製品の七五%以上を握っている⁽¹⁴⁾」。これは果して経済力の集中に対する証言であるのか、或いは経済力の拡散の証言であるのか、又同じ製品であるのか——しかし激的な変化を示す数字ではある。

このような経済変化に対処する公共政策への解釈もまた過多に存在する——それは反巨大ビジネス改良策であったのか、それとも親巨大ビジネス保守派的解釈を許すものであったのか。ケラーは多分いらだちを募らせたのであろう、「確かにここには群盲象をなでるの寓話⁽¹⁵⁾が実在する。これらの諸解釈の中で必ずしも誤りであるものは一つだにない」と彼は判断を下しかねている。

かくてケラーはニューレフト史観には冷やかに、革新主義史家には多く共鳴しながら、さりとして全く新しい仮説を創出することなく、代りに新しい警告を提出した。⁽¹⁶⁾

曰く、權威に対する懷疑心、自由放任主義、競争原理の貫徹といった伝統的価値を「持続」させながら、規模の経済がもたらす効率と大量生産との結合、イギリスなどでは考えられない特定の利益集団の多様な要求、それに伴う広汎な公益の実体に示される「多元性」の併存——競争・自由な企業活動を好感する伝統的価値観と多元主義との同時的存在のくり返し——それこそがアメリカの政治経済、対トラスト政策解明の鍵であること。解明の方法論としては法律・司法の判断の考究と、比較史的接近が有用であること。このような主張は、彼には「統一的な哲学、一貫した論理の筋道のない判例と判決を無法則的に羅列」した傾きがあるとの批判を免れえぬとしても、傾聴に値するであろう。

思うに、これにマディソンの言う「新奇で複合的な」、ハミルトンの言う「必然的に相異なる諸利害と傾向との妥協の産物」たる連邦制度が、アメリカ経済秩序形成に当たっての根源的重要性を持つとの指摘を加えれば、意は略々尽くされるであろう。

後述する「一九一一年のスタンダード石油及びアメリカン・タバコの画期的な判決」以後、合衆国では「八〇年以上も反トラスト〔訴訟〕が日常茶飯事となった」に

シャーマン反トラスト法とその意義

も拘らず、トラストそのものについては「我々の準拠基準は一九一一年当時のままである。たとえば今日でも習慣的にウイルソン・ローズヴェルト討論における言辭を繰り返すのだが、果してウイルソンの「親大企業」ではあるが「トラストには反対」とは何を意味するか、T・ローズヴェルトは「良いトラスト」と「悪いトラスト」の相違をどう立てていたかなどについては、依然不分明のままである¹⁹⁾。このような状況に一石を投じたのが、組織論と比較史的アプローチをなймаせて登場したチャンドラー二世であった。

その著「目に見える手」のタイトルは、明らかに一七七六年A・スミスの自由放任主義、市場の法則「見えざる手」が経済を最善に導くとの理念を対抗的に意識したものである²⁰⁾。同著の学界への主な貢献は、(1)組織上の新機軸の採用は経済発展の面で軽視されてはいるが、極めて重要なファクターであること、(2)複雑な制度として存立する近代企業は、歴史的、組織論的パースペクティブの双方を組合わせた視点以外では十全に理解されえないこと、(3)テクノロジーは産業組織の形成にとって重要ではあるが決定的要素ではないこと、を提示した点にある²¹⁾。例えば「最初の近代的経営企業体」である鉄道が、一九

世紀後半に「水上交通に対し急速な勝利を収めたのは、技術上の新機軸の採用と、組織上の新考案によつてもたらされたものである」ことを実証した。この組織上の新工夫は、複雑な企業体を「監督、評価、調整する職階組織」の創出を含むものであつて、これ無かりせば専門職たる経営者があのような大規模で複雑な組織を、図体の大きな規模のデメリットを逆にメリットに転換させることは不可能だつた、と主張する。⁽²²⁾ここではトラスト善玉・悪玉論についての直接的発言はないが、右の短い行文からも、また野心的・挑発的な書名からも、彼の研究意図の方向性は確実に辿れるであろう。

トラスト規制修史に歴史、法律、経済、政治科学など総合的研究の必要を求めたのは、T・マクロウである。一九七五年論文において彼は、近時研究者が州と連邦の行政機関の行動に関心を寄せるに至つたことに着目し(前掲諸拙稿参照)、それら諸研究が政府と市場間の相互作用を叙述するに當つて二つのモデルを提起したと概括している。その一つは一九世紀末からニューディールにかけてのトラスト規制の実質的目標は「公共の利益」擁護であつたとしている。但しこの見解は不分明性、即ち公益とは何かを誰もが確定的に定義づけえない瑕瑾を抱

えもつた。また規制機関は相拮抗する諸利害を公然と無視することが出来ず、大恐慌以前においてさえ機能不全に陥入つていたとする懐疑的考察を生んだが、これが第二のモデル、即ちニューレフト史家の間に勢力を持つた対称的な「資本略奪説」の登場にとつながつた。以後数十年の間、トラスト規制研究は公益モデルと略奪モデルをめぐつての論争を継起させ、その過程から新説の誕生は学際的研究の中にこそ求められるとの期待が生じた。⁽²³⁾

その流れに沿つた最新作は、自由放主義を手際よく扱つたH・ホーヴェンカンフの著作(一九九一年)であろう。本著は個別具体的な企業もしくは産業を、経験的手法で研究するというよりも、むしろ法学を当時の経済理論にリンクさせながら、法が如何に変化していったかを扱っている。配慮すべしと提案された考察対象は次のように多岐に亘つている。曰く、競争、自然的独占、価格設定機能等に関する当時の経済理論、それら複数の理論が経済的権利、法人、組織労働、産業的競争の経済的意味をどう説明するか。また憲法修正第一四条に関わる実体的適法手続きや、反トラスト法をめぐる諸係争問題の解決を迫られていた司法に対し、これらの「経済理論」が司法の姿勢や判断の下支えをなしたと主張する。

約言すれば、トラスト規制の動きに当時の経済思想が如何に影響したかを述べ、インテレクチュアル・ヒストリーの手法を再現させた。

「蒸溜理論」と評されたホーヴェンカンブの主張は次の一点に収斂する。「アメリカの政治経済学者と判事たちは、独自アメリカ的市場観に対して、同じ行動・判断様式を示した⁽²⁴⁾」。換言すれば、当時の経済諸概念が特殊個別的には司法の規制理論を、全般的には経済を啓発したという。「市場はあるがままに任せれば可成りうまく作動する。従って国家は依怙負すべきでない」とする「古典的な経済理論の神話」⁽²⁵⁾に對抗した点においてチャンドラー二世の流れに属する。この視座から、法と経済との連結の必要性を主張した彼は、如何に経済理論が法、裁判所、議会、行政機関の態度形成や相互関係に影響したかを問うて、前出のスクラー、マクロー、ケラーとも軌を一にし、その意味では全く新しい説を提示した訳ではない。

彼の依って立つ基盤を二つの引用で要約するには、左程の冒険心を要しない。古典的モデルの政治経済が「諸判事をして経済規制に関する諸問題は、とりも直さず経済効率をめぐる問題として取扱わるべし」とする変身的

な確信に導いた。いま一つの基盤は、経済思想と司法判断との間の、また諸判決と同時代の経済理論との間の著しい類似性の上に置かれる。「経済理論が変化すれば、司法の判決がすぐさま後を追った⁽²⁶⁾」——ここには経済理論と判決との相関関係の緊密さの指摘だけでなく、後者が前者の従属変数とさえ位置づけられていることを知っている。

立ち所の反論は可能である。即ち両者の相関関係は認めるとしても、それは直ちに因果関係とは同一でないこと、判事たちはトラスト規制問題を全く経済理論依存的に審理したのではなく、彼ら自身の市場観をもって判決を下したであろうこと。さらにより素朴に問えば、彼らが当時の経済理論に従ったとして、然らば何処で斯る経済学を習得したのであるか——決して法律^{ロー}・スクール^{スクール}においてでなかったことは確かであろう。両者の相関関係の実証とともに、当時の経済理論の一先ずの整理は避けて通れない作業である(別述の予定)。たとえばそれが当時の複雑な思想、揺れ動いた判決の事後正当化、後づけ理由(Post hoc rationalization)であるとしても。

註

- (一) Robert F. Himmelberg, "Does Antitrust Matter? A Comparative History of Antitrust Policy and the Evolving Corporation in Britain and the United States," *21 Reviews in American History* (1993), 273. See also Chandler, Jr., *Scale and Scope*.
- (二) Morton Keller, *Regulating a New Economy. Public Policy and Economic Change in America, 1900-1933* (1990), pp. 7-11, 20-23.
- (三) Cf. Freyer, *Regulating Big Business*.
- (四) Keller, *Regulating a New Economy*, p. 23 and n. 11 at p. 238; James Bryce, "America Revisited: The Changes of a Quarter-Century," *79 Outlook* (1905), 847.
- (五) Himmelberg, *op. cit.*, pp. 274-275; Keller, *Regulating a New Economy*, pp. 8, 20-23; do., "Regulation of Large Enterprise. The United States Experience in Comparative Perspective," in Chandler, Jr. and Daems (eds.), *Managerial Hierarchies*, pp. 161-181; do., "The Pluralist State: American Economic Regulation in Comparative Perspective, 1900-1930," in McCraw (ed.), *Regulation in Perspective*, pp. 56-94.
- (六) Do., "Pluralist State," p. 56.
- (七) Lamoreaux, *op. cit.*, pp. 1-2, 11-12; Keller, *Regulating a New Economy*, p. 24.
- (八) William E. Chandler, "The Trust Question," *22 Munsey's Magazine* (1899), 569-570, quoted in Keller, *Regulating a New Economy*, p. 25.
- (九) J. A. Hobson, "The American Trust," *14 Economic Review* (1904) 1-22, quoted in *ibid.*
- (十) Jeremiah W. Jenks, *Trusts and Industrial Combinations*, U. S. Department of Labor Bulletin no. 29 (1900), pp. 661-831, quoted in *ibid.* See also Sklar, *Corporate Reconstruction*, pp. 185-186.
- (十一) Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism: A Reinterpretation of American History, 1900-1916* (1963).
- (十二) コーポラチズム、コーポリット・リベラリズム等、訳語も必らずしもままならぬ。これら概念についての良き紹介は次の論文である。島田真杉「ニューディール国家像の模索——コーポリット・リベラリズム、論に対する歴史社会学者スコッポルの批判をめぐって——」*アメリカ史論叢刊*五号(一九八六年一月)一—一四頁。
- (十三) Keller, *Regulating a New Economy*, pp. 4-5. See also Sklar, *op. cit.*; Robert Wiebe, *The Search for Order, 1877-1920* (1967).
- (十四) Sklar, *op. cit.*, p. 46n.
- (十五) Keller, *Regulating a New Economy*, p. 5. 競争法用語。
- (十六) 矢野龍一 Richard Hofstadter, *The Age of Reform: From Bryan to FDR* (1955). 選挙権の拡大。
- (十七) Keller, "Pluralist State," pp. 56-94; do., *Regulating a New Economy*, chapters 1-3, esp. pp. 5, 7-19, 23, 32-33. See also Thomas K. McCraw's review article on Freyer, *Regulating Big Business*, 80 *Journal of American History*

- (1993), 288.
- (8) Harry N. Scheiber, "Federalism and the American Economic Order, 1789-1910," *10 Law and Society Review* (1975), 57.
- (9) McCraw's review article, p. 288; McCraw (ed.), *Regulation in Perspective*, pp. 1, 205n. 2. 傍点引用者。 *Standard Oil Co. of New Jersey v. U. S.*, 221 U. S. 1 (1911); *U. S. v. American Tobacco Co.*, 221 U. S. 106 (1911).
- (20) Victoria A. Saker, "Between a Doctrine and a Hard Place," *21 Reviews in American History* (1993), 279.
- (21) Oliver E. Williamson, "Emergence of the Visible Hand: Implications for Industrial Organization," in Chandler, Jr. and Daems (eds.), *Managerial Hierarchies*, p. 183.
- (22) Chandler, Jr., *Visible Hand*, pp. 87, 133.
- (23) Thomas K. McCraw, "Regulation in America: A Review Article," *49 Business History Review* (1975), 161-183.
- (24) Herbert Hovenkamp, *Enterprise and American Law, 1836-1937* (1991), p. 96. See also do., "The Sherman Act and the Classical Theory of Competition," in Sullivan (ed.), *op. cit.*, pp. 136-157.
- (25) Hovenkamp, *Enterprise and American Law*, p. 4.
- (26) *Ibid.*, pp. 176, 273. 傍点引用者。

(四) 「条理の原則」への道

シャーマン反トラスト法の文言の曖昧さは周知のように同法制定当時から指摘されてきたが、焦点は同法第一条にいう州際または国際取引、或いは商業の独占（及びその意図）の違法性の基準に関するものであった。司法の解釈は、企業合同はコモン・ローにいう契約の自由機会の平等、競争者間の自然淘汰の原理が行使されたに過ぎないとするか、或いは通商の不法な制限と解するかであった。約言すれば、何が「不当な」取引制限であるのかが争点であった。同法第一条及び第三条の違法性に関し、基本的に対立する二つの見解が制定時から存在したのである。

またコモン・ローにおいて保証され、且つはアメリカの価値体系の基軸の一つをなす契約の自由についても、契約とは事の本質上、何らかの意味において当事者の行為についての制限を必らずや含む（たとえばその他の者とは合同、もしくは共謀しないとの含意的盟約）のであるから、もし制限を文字通り「あらゆる制限」の意味に解するならば、これは州際通商に直接影響するような契約を一切禁止することとならなければならない——その

よるな地点にまで厳密に解釈すべきか否かについての疑念も当然おこりえた。⁽¹⁾

一つの解釈は反独占法上、競争制限を当然に不当視する立場であり、この立場からは競争を制限する事項を内容とする合意または共同行為は、「その目的または効果の如何を問わず」⁽²⁾ 全て一律に同法第一条違反とする所謂「当然違法の原則」が導き出される。いま一つは、競争制限そのものを不当視する前提を採らず、具体的事件ごとに、競争制限による「社会的・経済的利益とを比較考量」したうえ違法性の有無を判定することが合理的であるとする解釈である。この立場からは競争を制限する事項を内容とする合意または共同行為に対し、その目的または効果を検討し、それが市場の開放性を阻害し、市場価格を上げるなどの有害な影響を持つおそれがある限りにおいて、これを同法一条違反とする所謂「条理の原則」が主張された。

裁判所の見解は、この二つの原則をめぐって動揺し変転した。同法制定後、二〇年を経た一九一〇年の一論文が、これをめぐる司法の解釈を批判して「その意味と法的効果について大きな疑念が現にある」と厳しく攻撃したのも当然のことであつた。⁽²⁾

かくてニュージャージー州裁は、一八九九年トレントン・ポッターリーズ合意を合法的と認め、逆に一八九五年イリノイ州裁は或る蒸溜酒業者の合意を違法と判断する事態が生じたが、これら相反する判決は、判事の反トラスト法に対する微妙な法的意味についての解釈の相違に由来するというよりも、効率的な生産がもたらす社会的利益と、強い蒸溜酒がもたらす社会的悪のいずれが公益に合致するか否かの「相対的な社会利益」の秤量に由来するものであつた。つまり同法制定当初から諸判事は夫々が思う処に従つて、夫々の公益擁護の定義を打出し、それに基いて判決を下したのである。

然らば公共の利益とは何であるか？ またそれはM・ケラーの言う多元主義的国家アメリカ、多様な利益集団によつて構成される合衆国における、従つてそれだけ多くの「公益」を定義づける困難さに想いを至すことを要求している。まさにシャーマン法が「条理の原則」へと舵を切りかえたスタンダード・オイル、アメリカン・タバコ両判決（いずれも一九一一年）の前年に発表された前出V・モラウエッツの指摘が生々しくも想起されねばならない。即ち分別あるトラスト政策が現れるとすれば、「複雑な文明の下では、法の適格性はしばしば複雑な配

慮に依拠して生みだされるべきであり、且つ自己の自由裁量を行使することなく、また機械的な方法を適用することがないように、単純なルールによつては決定されえないものである⁽³⁾。

判決が「複雑な文明（価値観）」の「相対的な社会利益」に依拠するとすれば同時代の判事たちの法的意識の検討が必要とされ、同時に非常に複雑な思想のネットワークを事後合理化する必要ありとすれば、アメリカ的価値体系とは何かが改めて問われねばならない。それらを同時代からおよそ最近に至るまでの期間、インテレクチュアル・ヒストリーの手法で跡づけてみる。前提としては、機会の平等と進歩といった伝統的なアメリカの価値観を据え、この価値観は経済のパイの拡大によって支持されるもの、と措くこととする。けだしアメリカ史の特質が、しばしば拡大・成長の歴史として叙述されてきたからである。

アメリカ史を貫流する所謂「成長システム」とは、アメリカの文化的諸型を明示する諸概念を集成したものであって、それらは大略次のような事項を含むと理解される。即ち廉価な土地の入手可能性、産業的新機軸の奨励、成長の自己再生を支援する経済機構（経済学者の言う

「virtuous cycle」）、さらには私有財産権や法人の利益追求権といった価値観で構成される資本主義規範の社会的受容等を以て構成される。アメリカニズム——公共政策はこれらをめぐり、またその達成を念頭において形成された。ハード面ではこの成長システムの永続、ソフト面ではこれら諸原則の社会的容認、そして自由市場の前提が「豊饒の人民」を約束する、と多くの史家や政策決定者は信じてきた⁽⁵⁾。このようなアメリカ史の文脈において、自由市場対トラストの問題が登場した。換言すれば世紀転換期のポピュリスト・プログレッシヴの諸努力は、斯るアメリカの成長システムの枠内における、明白で特異的な価値体系の機能不全を鎮和させることであった。

内戦後のトラスト問題は、ビッグ・ビジネスの脅威の中から登場した。ポピュリスト、革新主義者は鉄道家、エレヴェーター経営者、諸産業家の操る価格に直面した。トラスト規制は右に述べたアメリカの伝統に照らす時、果して規制すべきか否か、もしその要ありとすれば如何なる程度においてであるか。この点に関し、現在までおおよそ二つに集約される拮抗的議論がある。一つは新ポピュリズム、他は新古典主義と称される学派の存在であ

る。

第二次大戦後、先ず最初の勝者となったのはジェファソンの価値体系を以てシャーマン反トラスト法を解釈したアルコア判決（一九四五年）におけるL・ハンドの意見に示される新ポピュリズムである。曰く、同法の目的の一つは「そのこと自体、また予想されるコストを払うことがあつても、お互いが効率的に競争しうる小単位の産業組織を継続させ維持することであつた」⁽⁶⁾。

この判決に象徴されるように、新ポピュリズムは一九四〇年代後半からおよそ一九七〇年代まで盛行した。この派の勝利は、反トラスト法や規制法の原点に擬似的な社会像を提供したことを意味する。即ちネオ・ポピュリストはアメリカ産業の、かの神聖な全面的再編像を支持した。彼らは社会内の好感すべき一階級を措定し、ついで反トラスト法をばその所屬階級——殆んどが小商人や地方のビジネスマン——に手厚い保護をなすものと解釈したのである。たとえ経済的コストを要しようとも、彼らは最善の文化的、政治的、社会的に好ましい傾向と特性、即ちジェファソンの倫理を呼びおこそうとした。この倫理は国民的興奮状態にまで至った。小実業家、小農、小生産者はアメリカ神話において殆んどの時代、常に可

成りの興隆をみせていたことの証左である。

一九四〇年代後半の反トラスト諸法制定者たちは、一八九〇年代の立法者の意図を汲みとり、その後継者たることを自任したが、周知のようにシャーマン法の特長の一つは、その制定意図が必ずしも分明ではないこと、解釈基準も曖昧のまま残されたとする点にあるとされる。またそれ故に同法の解釈と適用とは大きく司法部門に委ねられ、且つ諸判事がその不分明さの領域で、むしろ自由⁽⁷⁾に判断してきたこともよく知られた事実である。

ネオ・ポピュリストは自らが求めた、別個の独立的な群から成る市場像を十全に実現させることはなかった。むしろ彼らが優勢であつた時期、産業的集中は増加の傾向を示した。しかし彼らがこの傾向を逆転させえなかつたとしても、少なくとも一時期、企業巨人化へと進む内在的諸力を抑止しえたのは事実である⁽⁸⁾。特に垂直的併合を通じて合同を謀った企業努力を禁じた諸判決を現出させ、それによつて産業集中化の流れを鈍化させた。親ネオ・ポピュリスト判事たちは前述のアルコアやブラウン・シュー判決なくば⁽⁹⁾、より集中的になつたであろう市場を、相対的に分断させたし、一般に小生産者の福祉を増進することができた。

ハンド判事が述べた「見込まれるコストにも拘らず」小生産者を擁護するとのネオ・ポピュリストの見解は、やがて反動を招いた。超必要経費論の下では、実質利益は確保し難い。また小規模なるが故に庇護されねばならぬとの論理は、必然的に小規模なるが故の非効率性の容認を意味する。

かくて一九七〇年代、所謂シカゴ学派と称される効率指向論の出現をみた。彼らの論陣は必らずしも統一的ではなく、また時とともに変転したが、一般には反トラスト政策の中心に親消費者論を据えるものである。この「新古典主義経済論は、まさにその意味においてネオ・ポピュリストが有したと同じく「特定階層偏向」を示したのであって、偏倚から中立への移行とは言い難い」——即ち小生産者偏向から消費者偏愛へのシフトである。勿論同派以外にも反トラスト諸法についてコロムビア、ハーヴァード学派も存在したが、特にレーガン政権の庇護を得て、この期は「シカゴ学派の勝利」と形容された¹⁰。その主張は、小生産者中心の拡散的市場の「形成」を是とする方向から、大規模経営を含蓄する効率的経済の「果実」摘みとりを期待する方向への切りかえを論じるものであった。産業的効率は消費者利益にはね返り、消

チャーマン反トラスト法とその意義

費者利益は社会を通じて経済的福祉を増進させる。従って彼らの論は規制政策の見直し、端的には「規制緩和」にと至る。市場諸力の解放はアメリカ経済全体を通じ、「アロカチヴ・ファイシエンシイ」「コンシューマー・サープラス」配分的効率¹¹、「消費者余剰」といった特定の明確な経済利益をもたらすのである。

ネオ・ポピュリズムも新古典主義もいずれも完全な勝者ではない。両者の併存はむしろ当然であって、トラストに対するその対称的見解にも拘らず、反トラスト法違反行為を反社会的と見做し、罰則強化の点においては同一の流れを共有する。これらはいずれも一九世紀末「憲法」チャーマン反トラスト法登場以来、まさに一世紀を経たアメリカ人民の試行錯誤の末、その時々を得られた確信的な法律及び経済政策の変遷そのものである。同法制定一〇〇年を記念して出版されたおびただしい量の¹²にのぼる諸研究を前にして、我々はそれを「歴史的に」跡づける作業を迫られている。その在るべき一方法は、新奇の著作よりも、むしろ同法制定と同時代に下された諸判決、出版された経済理論、解説を試みた諸論文を先ず考究することに潜んでいよう。

註

- (1) 川添利起「米国における反トラスト法の研究」(最高裁事務総局編司法研究第一集第五号、昭和二四年)六七頁。傍点及びカッコは引用者。江上勲「アメリカ反トラスト法判例の研究」(平成二年)二頁。なお次も参照のこと。Donald Dewey, "The Common-Law Background of Antitrust Policy," 41 *Virginia Law Review* (Oct. 1955), 759-786; Joseph E. Davies, *Trust Laws and Unfair Competition. Report of the Commissioner of Corporations* (1916).
- (2) 江上勲「前掲書」四頁。Victor Morawetz, "The Supreme Court and the Anti-Trust Act," 10 *Columbia Law Review* (1910), 687; Keller, "Pluralist State," 71.
- (3) Morawetz, "Supreme Court and Anti-Trust Act," 687, 698; Keller, "Pluralist State," 71. 傍点引用者。
- (4) Victoria A. Saker, "Between a Doctrine and a Hard Place," 21 *Reviews in American History* (1993), 283. See also Hovenkamp, *op. cit.*
- (5) David M. Potter, *People of Plenty: Economic Abundance and the American Character* (1954), pp. 123-126.
- (6) *U. S. v. Alminum Co. of America*, 148 F. 2d 416, 429 (2d Cir, 1945); Learned Hand, quoted in Garvey and Garvey, *op. cit.*, p. 4. 傍点引用者。
- (7) Robert H. Bork, *The Antitrust Paradox: A Policy at War with Itself* (1978), chap. 2; do., "Legislative Intent and the Policy of the Sherman Act," 9 *Journal of Law and Economics*, " (1966), 7. 前掲書籍「経済憲法、シャーマン反トラスト法制定意図とその背景」及び同「世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について——砂糖トラスト判決を中心に」(史学第六三卷第一・二号(平成五年八月)参照。
- (8) See the U. S. Census Bureau "concentration ratio" figures for the years 1947-1972 as summarized in Barry Bluestone and Bennett Harrison, *The Deindustrialization of America* (1982), Table 5. 1 at p. 120.
- (9) *Brown Shoe Co. v. U. S.*, 370 U. S. 294 (1962); Garvey and Garvey, *op. cit.*, p. 5.
- (10) 村上政博「アメリカ独占禁止法——シカゴ学派の勝利」(有斐閣一九八三年)。なお各学派の論理の要約は次に紹介されている。Herbert Hovenkamp, *Economics and Federal Antitrust Laws* (student ed., 1985), preface.
- (11) Almarin Phillips (ed.), *Promoting Competition in Regulated Markets* (Washington: The Brookings Institution, 1975); Garvey and Garvey, *op. cit.*, pp. 5-6, 10.
- (12) 歴大な数にのぼる諸研究を集成した次の著が、その副題「よきこと」より参照されている。Edward Thomas Sullivan (ed.), *The Political Economy of the Sherman Act: The First One Hundred Years* (1991). See also Thomas K. McCraw (ed.), *Regulation in Perspective. Historical Essays* (1981).

(五) おわりに

世紀転換期アメリカに出現したビグ・ビジネスの台頭、それへの極めてアメリカ的な対応——それらはこの国が持つ多種多様な経済利益、その故に内包される必らずしも分明ではない利益集団群像、継起的に観測される自由放任主義とスケール・メリットによる経済効率追求との間の緊張関係の存在など——矛盾や反駁を各時代が反映し、変転を繰り返した足跡に他ならない^①。

その理解に当り、手懸りを求めているここでの出発点を、シカゴ学派から批判をうけたR・ホフスタッター論文に求める。なぜならシャーマン反トラスト法の起源をさぐるに当り、G・ステイグラールはホフスタッターの「ポピュリスト運動」背景論とは正反対の見解を披歴するが、この故コロムビア大学ド・ワイト・クリントン教授職(De Witt Clinton Professor)が「反トラスト運動に何が起ったか」、その内容は何かを尋ねた論文で述べた前提は、アメリカ史理解にとって捨て難い指針を示していると思われるからである^②。

そこでは反トラスト運動はアメリカ国体、アメリカニズム論の典型の一つとして捉えられている。即ちこの運

動はその規模の大なること、また「競争は社会的規制の手段」であり、広く人心が経済競争は国家の基本であると考えた点において、まさに特殊アメリカ的であると主張される。建国以来、アメリカ経済は拡散的、流動的で、企業家的競争者に基盤をおいていた。

右のような前提は、ケラーの多元主義的国家論にも踏襲されている。アメリカ人は潜在的に独占を指向する制度は、それが経済的なものであれ、政治的なものであれ忌避した。かかる制度や力は分散されねばならない。アメリカ経済が世界市場を対象とするまでに強大となり、またグローバリズムが強調される今日、依然として小規模ビジネス、権力分散を唱導するのは必らずしも国益に沿わぬ惧れがあるとしても、そしてそのような時代は或る面において過去のものになりつつあるとしても、人心は「大なるものは危険」とする認識を未だ存続させているのも確かな事実である。

建国以来の斯る傾向を指摘した以上、ホフスタッターがシャーマン法をポピュリスト、一般大衆の感情におもねた「貢物」と辛口の批判を与えたのは首肯できるアプローチではあった。然し同時に彼は、多くの議員たちが競争は「民主的生活全体の^{コナー・ストーン}礎 石」と考えて、同法

を「将来の行動指針として、憲法と同じような広い名辞で制定」した、と理解する。従つて反トラストのゴールは経済、政治、道徳、社会各方面に及ぶ多岐に亘るものであり、且つ経済的目標は合衆国が多元的社会なるが故に錯綜的であつたから、反トラストは経済的企画というよりも政治的営為であつた。

またこの期は、企業専門家が未だ十分な成熟を見せておらず、経済学者もその理論を携えて同法制定に積極的^{プロド・タム}に発言・助言しなかつた、或いはなしえなかつた時代であつた。諸経済学派も、競争の意味、企業合同の危険もしくは価値について意見を異にしていた。国会議員が審議過程において、原理・原則を厳密に論ぜず、広義に、従つて曖昧に法案を作成し、競争が最大の経済効率をもたらすとの古典的見解をその礎としたのは非難さるべきではないとしている。アメリカ人が、建国以来の諸価値に強い愛着を示した結果、「政治にも偏執病的スタイル」^{セルフ・リライアンス}がみられたと彼は総括している(注(2)の書名参照)。

独占とトラストは経済的問題であると同時に、政治的問題であつた。経済的であれ政治的であれ、権力の一点集中は民主政治にとつて深刻極りない危険を準備する。企業合同は政府及び人民の総意以上に強力な存在となり

えた。シャーマン法の社会的、道徳的諸目的は明らかにアメリカ的生活を擁護し維持することであつた。独立力行はアメリカ的機構の中核であつた、競争は個人主義を促がし、ウエーバーの言うプロテスタンティズムの倫理は強力であつた。小財産所有者、小企業家は善き諸力の礎石であつた。反トラストの基盤は、このような反大企業感情と文化的脈絡から発生・成育した。「シャーマン法の背後にある政治的イムパルスは、経済理論よりも、より明白で且つより鮮明であつた」。従つて、再言するが同法は経済的ガイドラインと言うよりも、より政治的ステイトメントだったのである。

アメリカ社会は自由な市場経済を好感した。シャーマン法は斯るアメリカ社会に一つの座標軸を提供した。同法は単に「法律」であるのみならず、アメリカの社会的、政治的声明でもあり、有事に際しては、政府は市場統制者として如何なる役割を演ずべきかを示そうとした。一般に、^{リミテッド・ガバナメント}制限的統治の考えはアメリカ法制度発展の中心に位置する。同様のことが特殊、シャーマン法についても言⁽³⁾いうる。政治的、法律的主流概念が右のようであり、且つは前述のように十分な近代経済学の理論を必ずしも持ち合わさなかつた世紀転換期においての、トラスト・

反トラスト運動の理解は、従って同時代人のいわば「渦中において」下された諸判決、出版された諸論文等に求めることから始められるべきであろう。また当時のジャーナリズムの論評も有用であろう。そのことを念頭に既述「砂糖トラスト判決」につき（拙稿「史学」第六三巻第一・二号）、同法解釈が「条理の原則」に移行したアメリカン・タバコとスタンダード・オイル両判決の考察が次稿の課題である。本稿はその前駆として位置づけられる。

註

- (1) 同法解釈、施行態様の変遷、即ち時代区分については佐藤宏「アメリカ反トラスト法における刑罰の適用」ジュリスト一〇二六号（一九九三年七月一日号）論文が参考の一助になる。
- (2) George Stigler, "The Origin of the Sherman Act," *14 Journal of Legal Studies* 1 (1985); Richard Hofstadter, "What Happened to the Antitrust Movement," in the *Paranoid Style in American Politics and Other Essays* (1965), reprinted in E. T. Sullivan (ed.), *op. cit.*, pp. 20-31.
- (3) Hofstadter, "What Happened to the Antitrust Movement," Sullivan (ed.), *op. cit.*, pp. 3-7.

（追記）本稿脱稿後、A・D・チャンドラー二世著「スケール・アンド・スコープ。経営力発展の国際比較」が安部悦生氏ほか訳で有斐閣より一九九三年九月一日出版の予定を知ったが、勿論この邦訳を参照することは出来なかった。